

卸売業者、仲卸業者の経営基盤
の強化について
総合食料局

平成22年3月

農林水産省

目 次

I 卸売業者、仲卸業者の経営

1. 取扱金額の推移 1
2. 営業利益率等の推移 3
3. 営業損失等を計上した業者数の割合の推移 6
4. 卸売業者数及び仲卸業者数の推移 7
5. 卸売業者の再編の状況 8
6. 卸売業者等による機能強化に向けた取組事例 9
7. 卸売業者及び仲卸業者に対する財務基準の概要 13
8. 中央卸売市場の卸売業者に対する経営改善指導の発出状況 16

II 代金決済

1. 代金決済の仕組み 17
2. 代金決済の状況 18

参 考

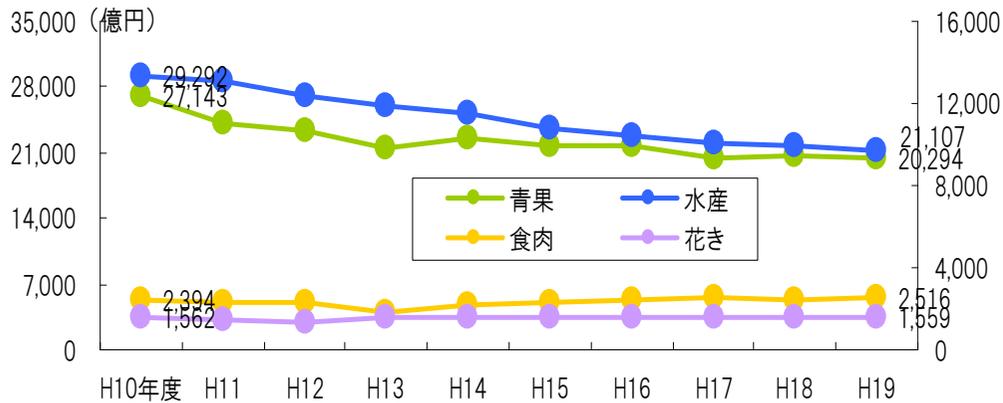
1. 卸売業者及び仲卸業者の経営に関する支援措置 21

I 卸売業者、仲卸業者の経営

1. 取扱金額の推移①（中央卸売市場）

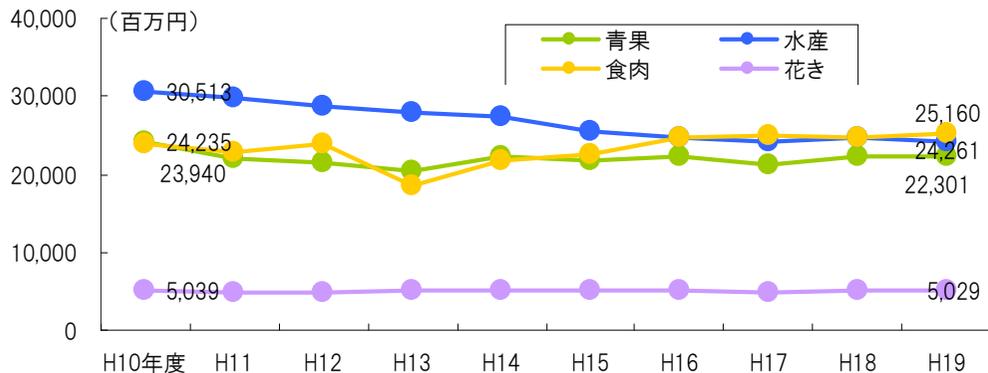
- 中央卸売市場における卸売業者の取扱金額は、青果、水産においては減少傾向、食肉、花きについては微増傾向となっている。
- 卸売業者1業者当たりの取扱金額は、食肉部門を除き減少傾向にある。特に、水産物部門の減少が著しい状況となっている。また、仲卸業者については、青果及び水産物部門については減少し、食肉及び花き部門については微増傾向にある。

■ 卸売業者の取扱金額の推移



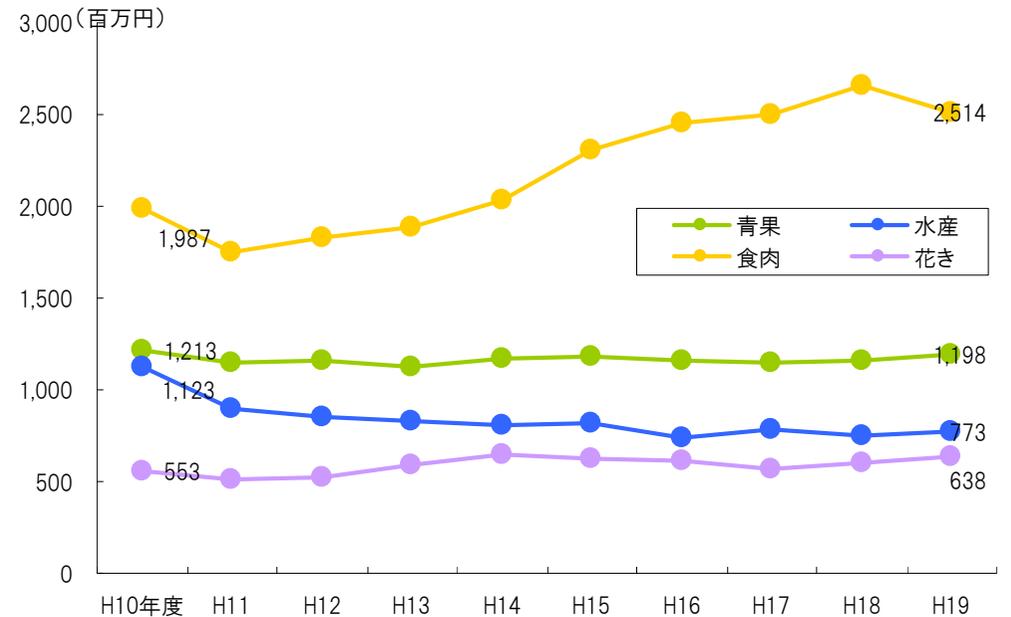
資料：農林水産省流通課調べ

■ 卸売業者1業者当たりの取扱金額の推移



資料：農林水産省流通課調べ

■ 仲卸業者（法人）1業者当たりの取扱金額の推移

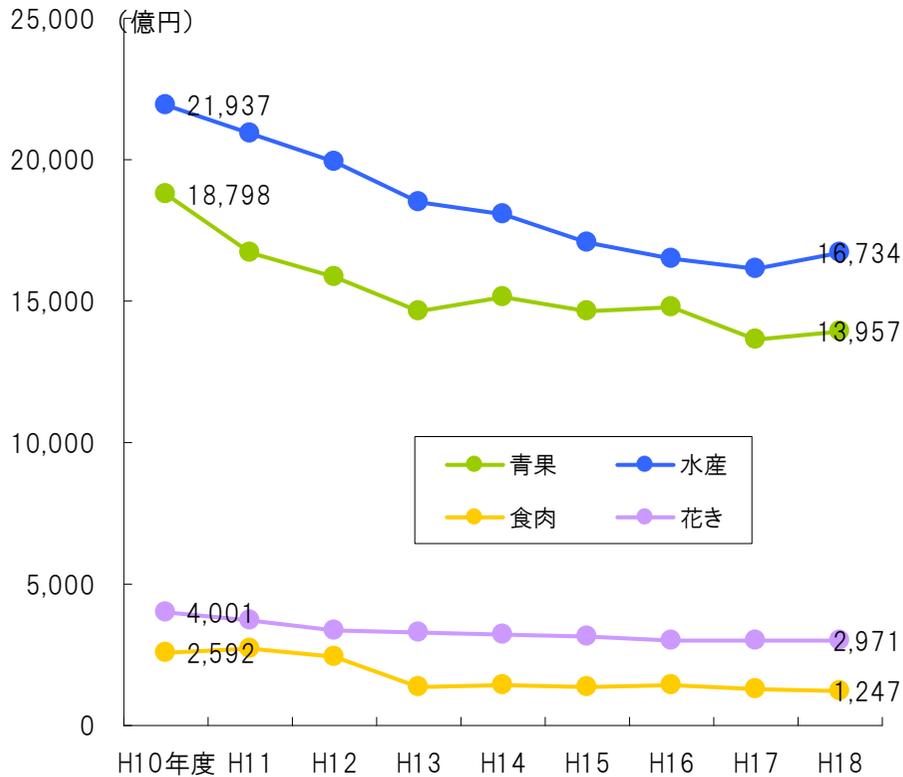


資料：農林水産省流通課等調べ

取扱金額の推移②（地方卸売市場）

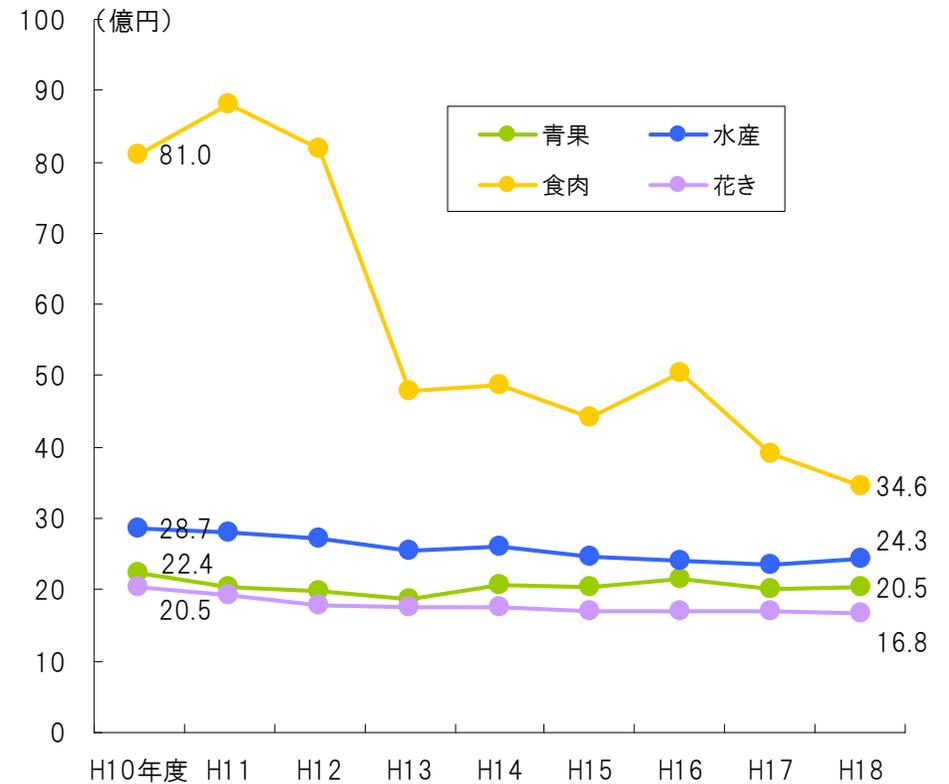
- 地方卸売市場における卸売業者の取扱金額は、全ての部類において、減少傾向となっている。
- 卸売業者1業者当たりの取扱金額は、青果、水産、花きにおいて横ばい傾向、食肉については大きく減少している。

■ 卸売業者の取扱金額の推移



資料：農林水産省流通課調べ
注：水産物は産地市場と消費地市場の合計である。

■ 卸売業者1業者当たりの取扱金額の推移



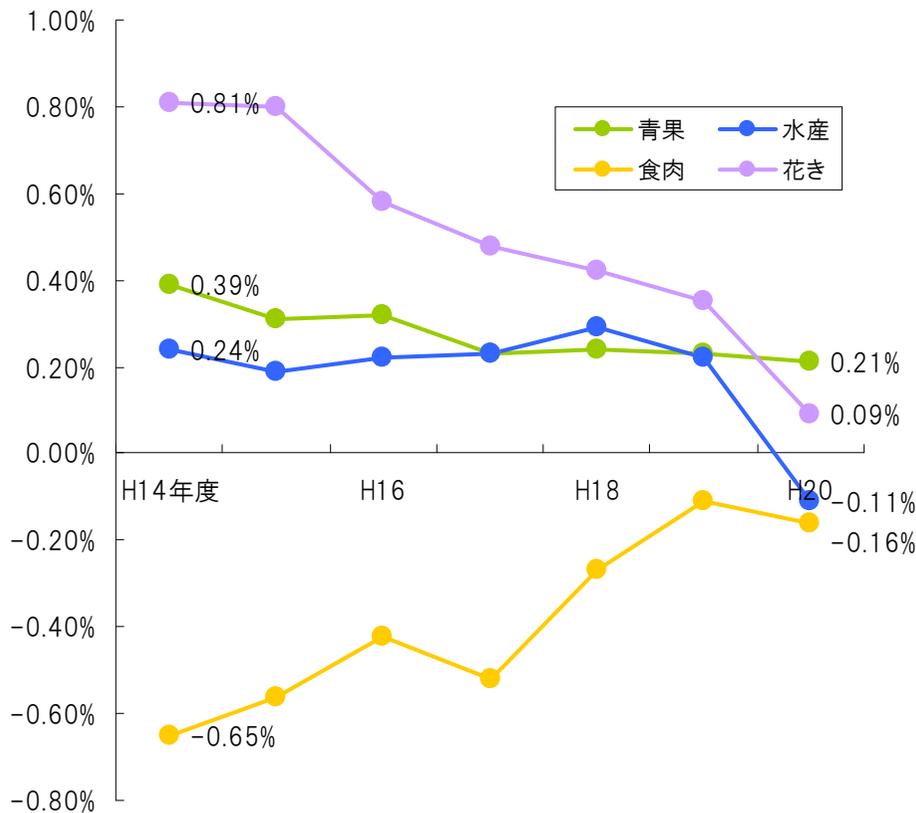
資料：農林水産省流通課調べ

2. 営業利益率等の推移①（中央卸売市場）

○ 中央卸売市場における卸売業者の営業利益率は、平成20年度で、青果0.2%、水産▲0.1%、食肉▲0.2%、花き0.1%といずれも非常に低くなっている。

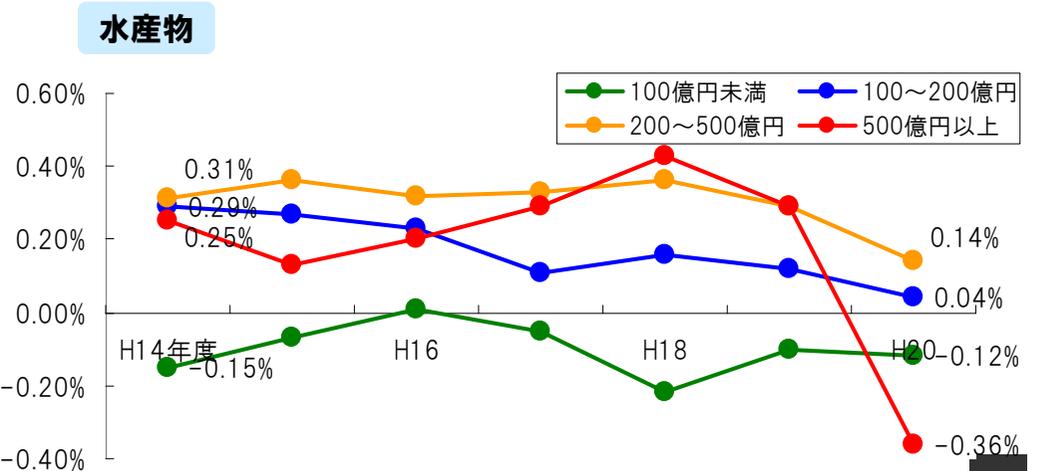
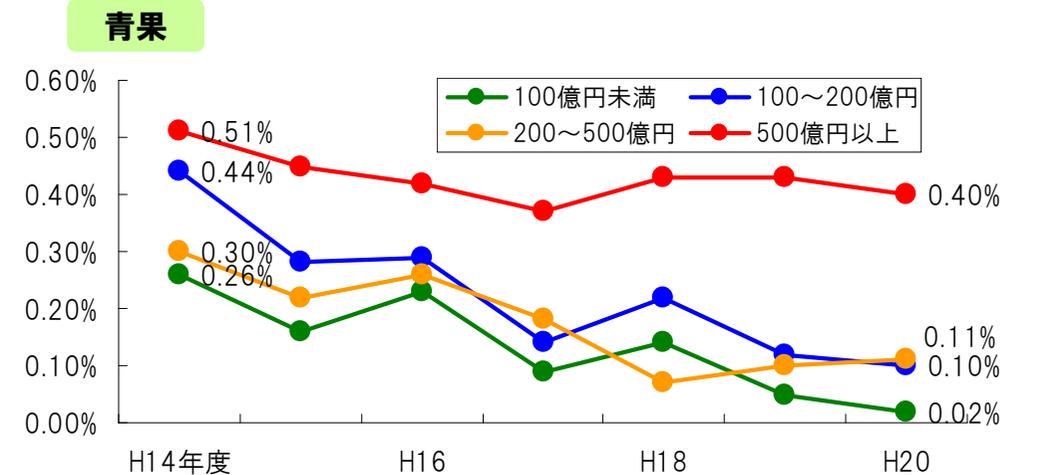
○ 青果及び水産物卸売業者の取扱規模別の営業利益率については、その規模に関わらず減少傾向となっている。

■ 卸売業者の営業利益率の推移



資料：農林水産省流通課調べ

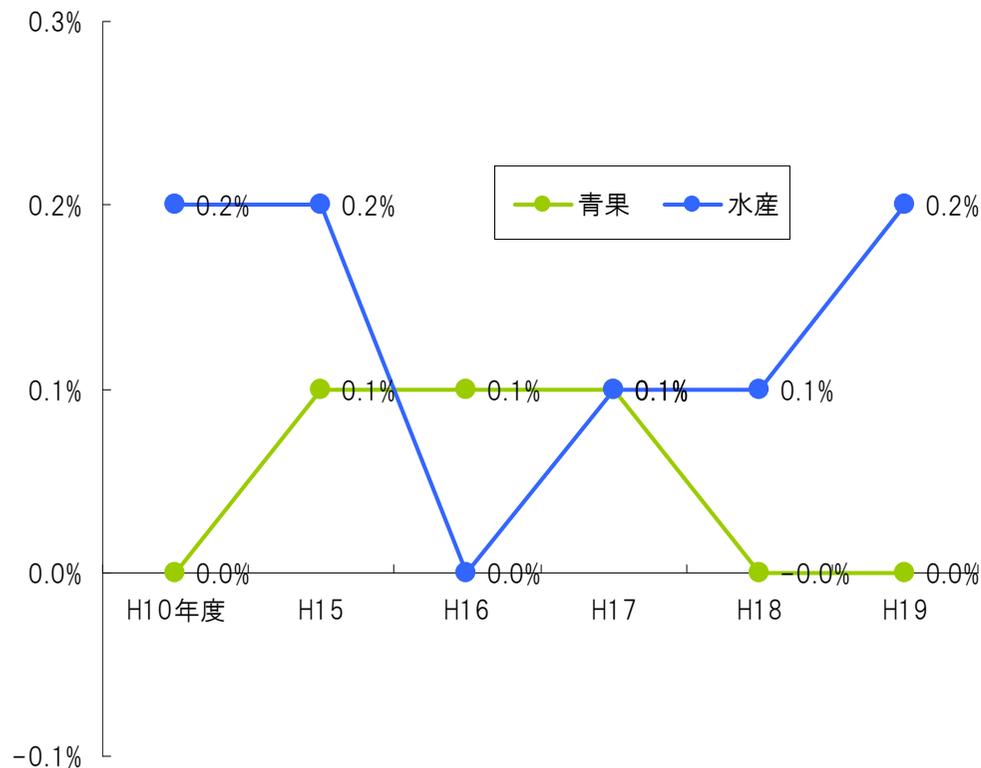
■ 卸売業者の取扱規模別の営業利益率の推移



資料：農林水産省流通課調べ

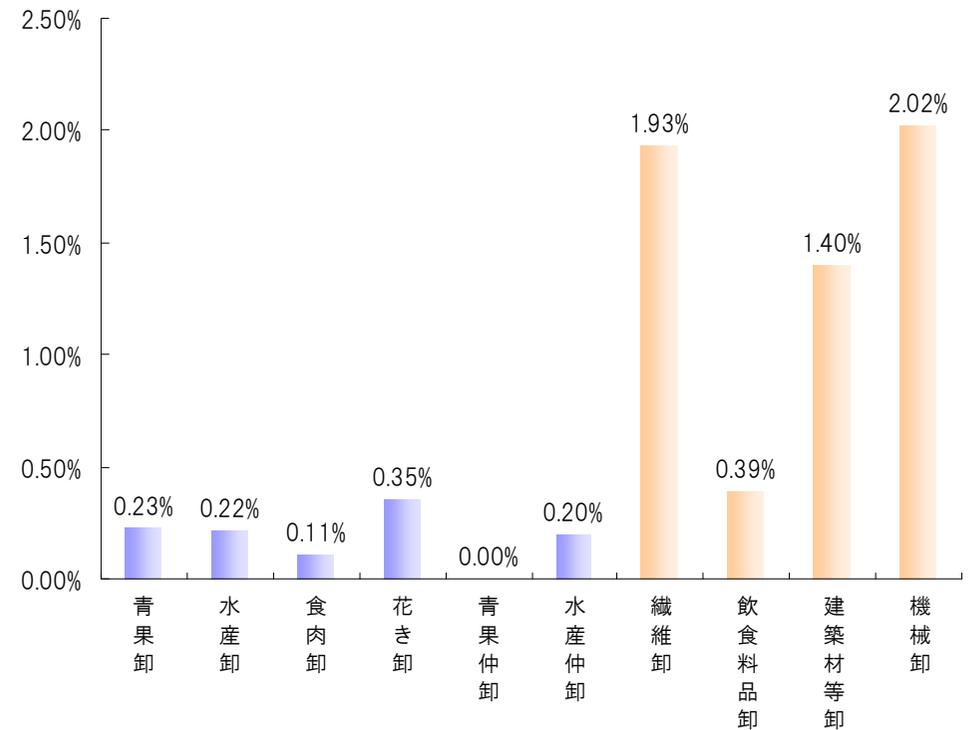
- 中央卸売市場の仲卸業者の営業利益率は、平成10年度以降、横ばいで推移しており、平成19年度で青果0.0%、水産0.2%と非常に低くなっている。
- 卸売市場の卸売業者、仲卸業者の営業利益率は、他産業の営業利益率と比べ低くなっている。

■ 仲卸業者の営業利益率の推移



資料：農林水産省流通課等調べ。

■ 他産業との営業利益率の比較(平成19年度)



資料：青果卸、水産卸、食肉卸、花き卸、青果仲卸、水産仲卸については農林水産省流通課等調べ。機械卸、飲食料品卸、建築材等卸、機械卸については、中小企業庁「中小企業実態基本調査報告書」を基に農林水産省流通課で作成。
注：「中小企業実態基本調査報告書」は、資本金1億円以下又は従業員100人以下の企業が対象。

○ 地方卸売市場の卸売業者の当期利益率(当期純利益(税引後)／総売上高×100)は、水産物の産地市場を除き、0～0.5%未満の卸売業者の割合が最も多くなっている。

■ 卸売業者の当期純利益率の状況(平成18年度)

	▲10% 未満	▲10 ～▲5 %未満	▲5～ ▲3% 未満	▲3～ ▲1% 未満	▲1～ 0.5%未 満	▲0.5 ～0% 未満	0～ 0.5%未 満	0.5～ 1%未 満	1～3% 未満	3～5% 未満	5～ 10%未 満	10%以 上	無回 答
総合市場 (青果・水産)	—	2%	5%	9%	9%	15%	29%	11%	11%	—	—	—	9%
総合市場 (その他)	—	—	—	3%	—	10%	59%	17%	7%	—	—	—	3%
青果	1%	2%	2%	8%	5%	9%	32%	13%	7%	1%	1%	—	19%
水産物(消費地)	1%	0%	2%	8%	3%	10%	35%	13%	8%	—	1%	1%	18%
水産物(産地)	3%	1%	1%	2%	1%	9%	15%	10%	22%	8%	3%	3%	21%
食肉	—	—	—	9%	—	9%	52%	13%	13%	4%	—	—	—
花き	2%	1%	1%	6%	2%	6%	32%	25%	11%	1%	1%	1%	10%

資料：農林水産省流通課調べ(全都道府県に対してアンケート調査を行ったもの)

注1：当期純利益率＝当期純利益(税引後)／総売上高×100

注2：ラウンドの関係で合計が100にならないことがある。

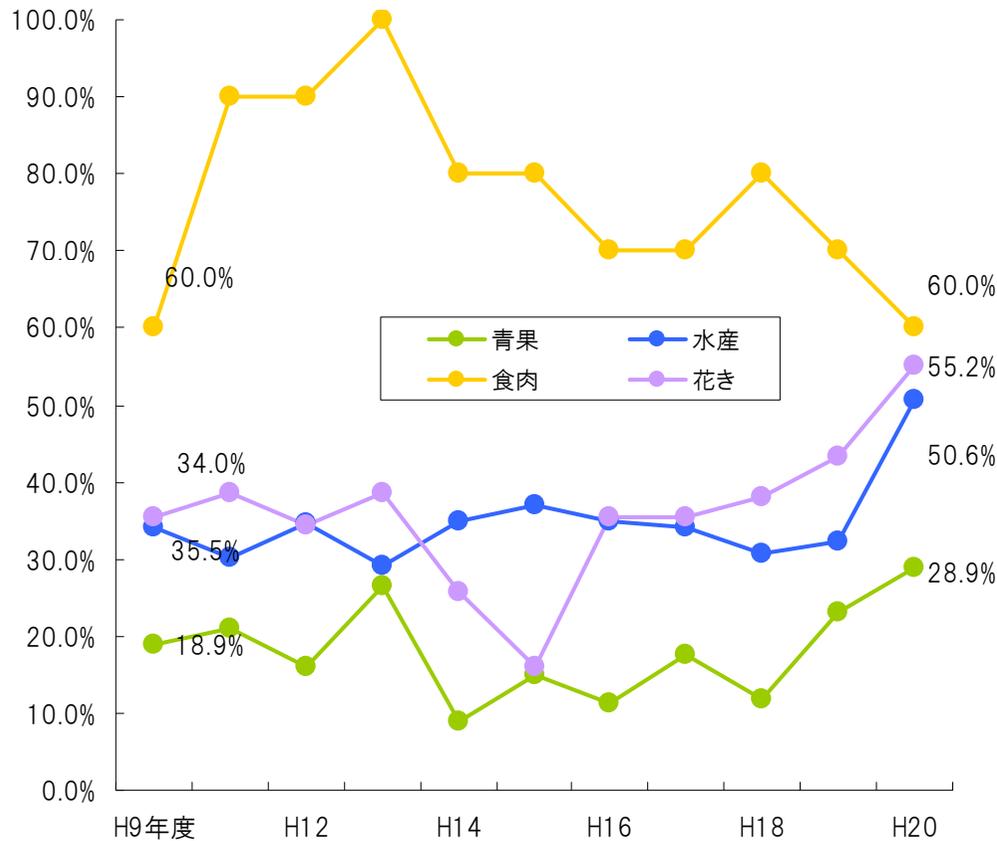
3. 営業損失等を計上した業者数の割合の推移

I 卸売業者、仲卸業者の経営

○ 中央卸売市場の卸売業者のうち営業損失を計上した業者数の割合は、平成20年度で青果約3割、水産、食肉及び花きでは5割を超えており、経営が厳しい状況にある。

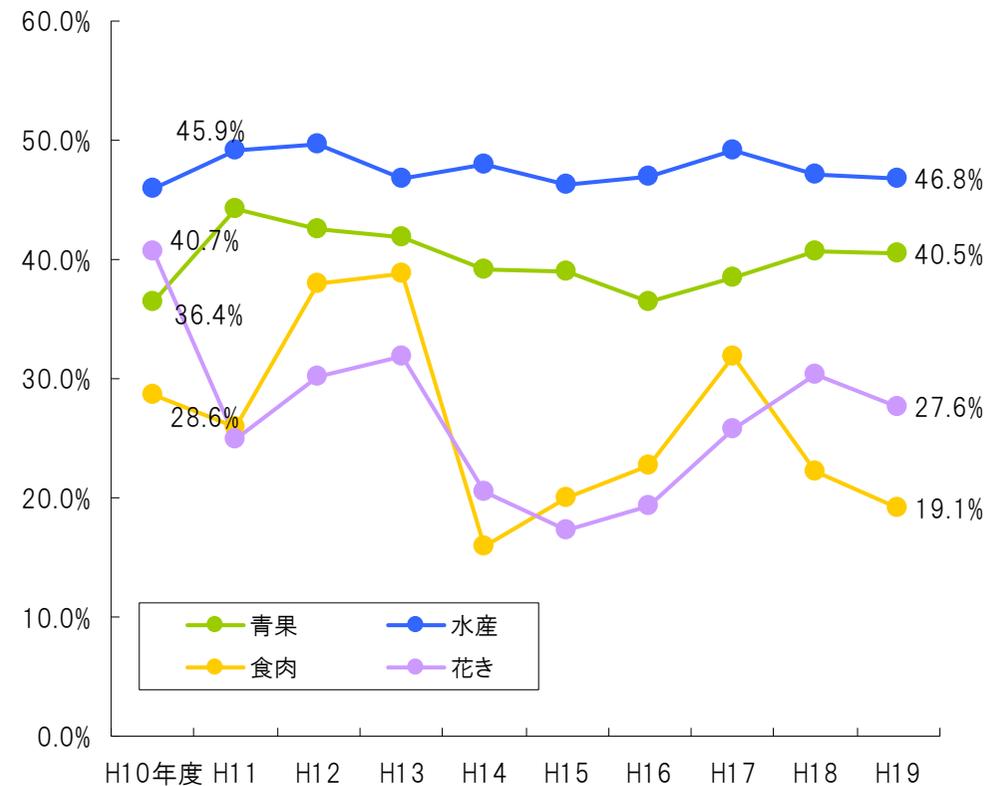
○ 中央卸売市場の仲卸業者のうち経常損失を計上する業者の割合は、青果4割、水産5割、食肉2割、花きで3割となっている。

■ 中央卸売市場の卸売業者のうち営業損失を計上した業者数の割合



資料：農林水産省流通課調べ

■ 中央卸売市場の仲卸業者（法人）のうち経常損失を計上した業者数の割合



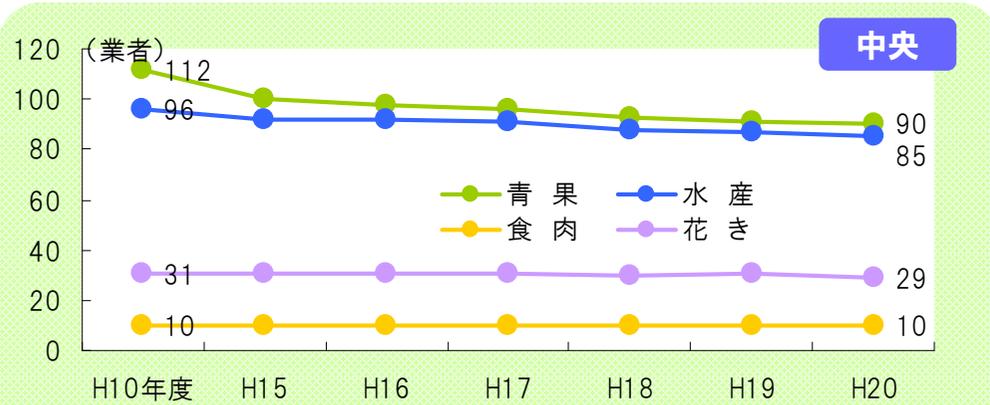
資料：農林水産省流通課等調べ

4. 卸売業者数及び仲卸業者数の推移

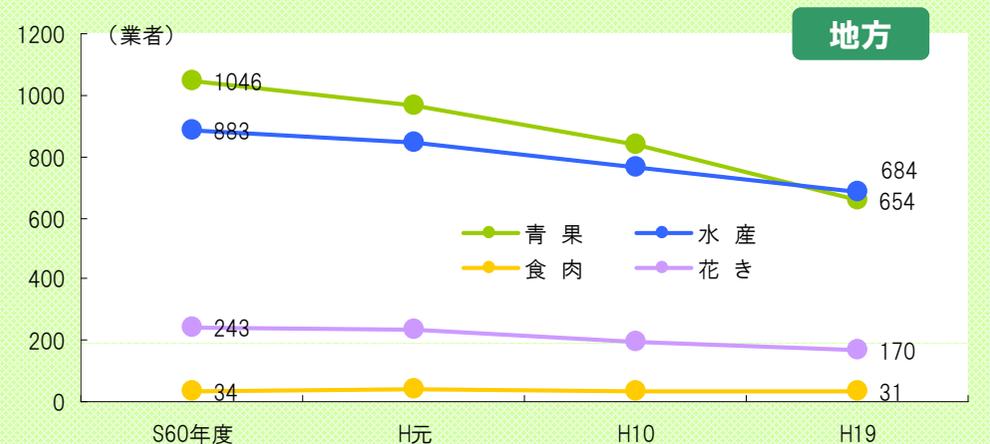
I 卸売業者、仲卸業者の経営

- 中央卸売市場の卸売業者数は、青果、水産、花きにおいては減少傾向、食肉においては横ばいとなっている。仲卸業者数については、花きを除き減少傾向にあるが、特に青果、水産において大きく減少している。
- 地方卸売市場の卸売業者数は、各部類とも減少傾向にあるが、特に青果、水産において大きく減少している。

■ 卸売業者数の推移

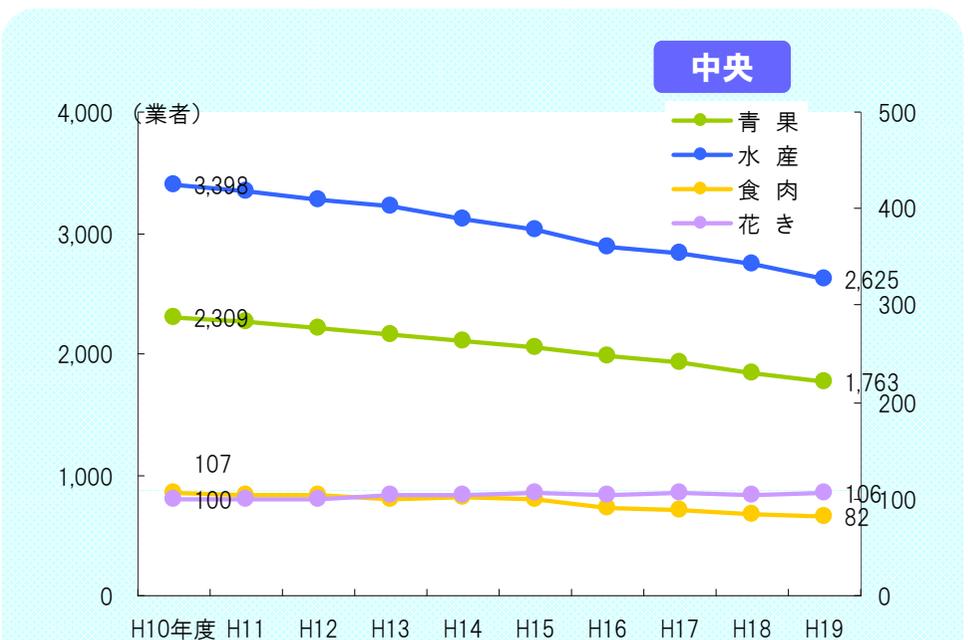


資料：農林水産省流通課調べ
注：各年度末現在の数字である。



資料：農林水産省流通課調べ
注：各年度当初の数字である。

■ 仲卸業者数の推移



資料：農林水産省流通課調べ
注：各年度末現在の数字である。

5. 卸売業者の再編の状況

I 卸売業者、仲卸業者の経営

- 中央卸売市場の卸売業者の再編は、青果部を中心に経営体質の強化や経営の合理化等を目的として、営業譲渡や合併等が行われてきている。
- 近年では、異なる卸売市場の卸売業者間における再編も行われており、各市場の特色を生かしつつ、経営の合理化を図ろうとする動きも見られている。

■ 中央卸売市場の卸売業者における合併等の状況

(件数)

	営業譲渡	合併	分割	廃業	計
青果	12	5	3	12	32
水産	4	6	3	7	20
食肉	0	1	0	0	1
花き	1	3	0	0	4

資料：農林水産省流通課調べ
注：昭和46年～平成22年2月末までの累計である。

■ 中央卸売市場における卸売業者の入場体制の状況

	一社体制		二社体制		三社以上体制		合計	
	市場数	割合	市場数	割合	市場数	割合	市場数	割合
青果部	31	50%	30	48%	1	2%	62	100%
水産物部	7	14%	38	78%	4	8%	49	100%
食肉部	10	100%	-	-	-	-	10	100%
花き部	17	74%	6	26%	-	-	23	100%

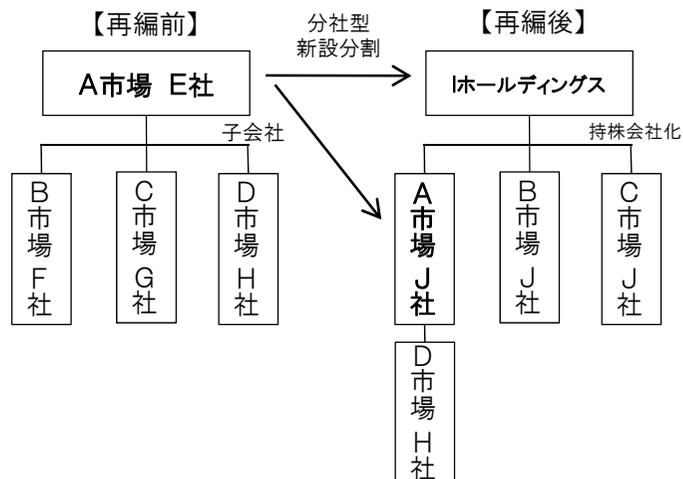
資料：農林水産省流通課調べ
注：平成21年4月1日現在の数字である。

■ 複数の中央卸売市場に入場する卸売業者の数

青果	水産	食肉	花き
6社／86社中	7社／82社中	0社／10社中	0社／29社中

資料：農林水産省流通課調べ

■ 異なる市場の卸売業者による再編事例



【概要】

- A市場の卸売業者であるE社は、卸売事業部門と管理部門を分割。管理部門のホールディングスにおいて系列会社の持株化を実現。
- グループ内の情報・管理、調達の一元化を図るほか、B市場の加工場を活用し、グループ内へ加工品を供給するなど、「選択と集中」の経営により、企業全体の生産性の向上を目指している。

- 卸売業者等においては、経営体質の強化や経営の合理化を図るため、品質管理の高度化、加工・調製への取組や情報システムの共同開発等によるコスト削減等の取組が行われている。

■ 品質管理の高度化への取組

■ A 中央卸売市場（青果部）

【取組概要】

- 青果棟の再整備を行い、青果部卸売場13,622㎡のうち、1,678㎡(約12%、軽量鉄骨造)を低温化。
- 強い農業づくり交付金を活用。

【効果】

- 再整備前より低温卸売場面積が拡大したことにより、低温卸売場で扱える品目や取扱量が増加(にら、レタス等。従来は、ほうれん草等軟弱野菜のみ。)
- また1品目当たりの取扱量が増加
- 温度のムラが少なく、場所による温度差が解消し、品質管理が向上。黄変等のクレームが減少。



■ B 地方卸売市場（総合市場）

【取組概要】

- 分散していた水産物部のせり場、仲卸場を集約化し、場内物流の効率化を図るとともに、併せて、低温マグロ加工室の設置、冷蔵庫の整備を実施するとともに、青果物の保管能力拡大のための予冷库、冷蔵庫の整備を実施。(事業費約3億円。旧農林漁業金融公庫及び民間金融機関から資金調達)
- 併せて、受注販売データを一括管理する情報システムを構築し、取引先への各種情報(産地情報、相場情報)の提供や、受注から販売までの業務の効率化を実施。

【効果】

- 品質・情報管理機能の強化によって、高品質の商品をタイムリーに供給することが可能となり、商品の販売促進に貢献。

■ 加工・調製への取組

■ C中央卸売市場（青果部・水産物部）

【取組概要】

- 強い農業づくり交付金を活用し、加工棟を再整備。
- 当該加工処理施設において、青果物の洗浄、袋詰め、ちりめんの異物選別、魚のフィレ加工、焼魚等の加工処理等を実施。

【効果】

- 作業スペースの拡充により業者の能率が上がり、スーパーなどの取引先が増加。
- 換気機能の充実等により、衛生的な施設での加工が可能となり、焼魚、惣菜等の新商品開発に取り組むことが可能となった。

■ D組合（地方卸売市場・青果部）

【取組概要】

- 卸売業者が市場敷地内に加工施設を整備し、野菜のカット業務を実施。
- スーパー、外食産業、医療・事業所給食等、それぞれの顧客ニーズに応じ、洗浄殺菌した野菜を様々な規格で提供。

【効果】

- カット野菜等の加工業務に参入することにより、外食、中食、コンビニエンスストア等の新たな顧客を獲得。
- 加工業務の拡大により、卸売業務の取扱いも増加傾向。



■ 情報システムの共同開発

■ E 中央卸売市場（水産物部）

【取組概要】

- 市場内の卸売業者3社が商品の受発注や決済等の卸売業務全般について管理する新しい販売管理システムを共同開発し、3社のうち2社は平成21年3月から、残りの1社は平成21年6月から共通システムに移行し、運用開始。
- 同一市場において、取引から開設者への報告までの同様な情報の処理について、個々の卸売会社がそれぞれ多額の投資によってシステム開発を行ってきたが、経費削減や仲卸業者等への発行書類の様式統一等のために、共通システムを開発。

【効果】

- システム開発費、カスタマイズ費用、メンテナンス費用等について大幅な削減が見込まれるほか、仲卸業者等に発行する請求書の統一等により、仲卸業者等の負担軽減が見込まれる。

■ 決済業務の外部委託

■ F 中央卸売市場（花き仲卸組合）

【取組概要】

- 仲卸組合の事業の一環として、小売業者との決済業務の一部（現金売り）について、信販会社を通じたカード決済を導入。
- 契約は仲卸業者と信販会社が個別に契約。仲卸業者の売上と顧客のID情報を基に、信販会社は毎月一定日に仲卸業者に代金を立て替え払いをし、小売業者の支払は、翌々月の一定日に指定口座から自動振替で徴収。

【効果】

- 小売業者の支払負担、仲卸業者の代金回収業務の負担が軽減。

■ 地場産品の販売対策

■ G中央卸売市場（水産物部）

【取組概要】

- 地元県内の漁港に水揚げされた水産物のうち、主に定置網漁によるものを当該卸売市場に直接入荷。これを対象とした専門のせり(午前8時30分開始)を開設。

【効果】

- 当日、水揚げされた地元県産の水産物は、通常のせり(午前3時30分開始)には間に合わないため、翌日のせりに上場されることが多かったが、専門せりにより、地元へ鮮度の高い水産物の提供することが可能。
- 専門せりでは、定置網漁で漁獲された少量他品種の水産物のせりを当該市場で行うことで、多くの小規模の専門小売店が直接せりに参加し、小単位で仕入れを行うことが可能。
- 当日、漁獲された鮮度が高い魚を消費者に提供することで、地元県産の水産物の美味しさを発信し、消費を拡大。



■ H中央卸売市場（水産物部）

【取組概要】

- 卸売業者が地場産品を原料として「地産地消」にかなった加工商品を提供し、消費の拡大を図る。
- 加工業者の加熱技術により、骨まで美味しく食べられ、油で揚げないという特徴ある商品を開発。
- 仲卸業者とも連携して、鮮魚店・量販店への販売を拡大。



- 中央卸売市場の卸売業者に対する財務基準は、平成11年の卸売市場法の改正において措置され、①流動比率、②自己資本比率、③経営状況(3期連続経常損失)となっている。
- 純資産基準額は、卸売業者の許可基準として用いられている。
- 経営改善命令を受けた卸売業者は、経営改善計画を作成の上、国に提出することとなっている。

■ 卸売業者に対する財務基準

財務基準(法第51条第2項及び施行規則第32条の2)

- 次のいずれかひとつにでも該当した場合、経営改善命令を発出。
 - ① 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下った場合
 - ② 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下った場合
 - ③ 連続する3以上の事業年度において経常損失が生じた場合
- 経営改善命令を受けた卸売業者は、経営改善計画を作成・提出し、その計画を実行。

純資産基準額(法第19条)

- 純資産基準額を満たしていない場合、卸売業務の許可を受けることができない。

経営改善命令の内容

- 合理的かつ実効性のある可能な改善計画を作成・提出すること
 - ① 経営改善の概要・・・財務状況悪化の原因、原因に対する改善の基本的な考え方
 - ② 経営改善の具体的事項・・・収支改善に係る事項(役員・人員の削減、一般管理費の削減等)、資金の調達に係る事項
 - ③ 経営改善期間
 - ④ その他必要な事項(集荷に係る事項、販売に係る事項、その他)
 - ⑤ 公認会計士等の意見
- 当該計画を直ちに取り組むこと

- 中央卸売市場の仲卸業者に対する財務基準については、開設者が業務規程で定めることとなっており、この基準を満たさない場合は、開設者による経営改善命令等が行われている。

■ 仲卸業者に対する財務基準

財務基準（法第51条4項）

- 開設者が業務規程で経営改善命令等の発動基準を定めることとなっている。
- 確認できた39開設者のうち30開設者が国で定める卸売業者の財務基準と同一の基準を設定している。
- 経営改善命令の発出にあっては、国とは異なり、複数または全ての基準に該当した場合に限り、改善措置命令を発出することとしている開設者もある。

■ 仲卸業者に対する財務基準の設定事例

《事例①》

- 財務基準が、①流動比率が1を下回った場合、②自己資本比率が0.1を下回った場合、③3期連続経常損失が生じた場合の全ての基準に該当した場合に、経営改善命令を発出。

《事例②》

- 財務基準が、①流動比率が1を下回った場合、②自己資本比率が0.1を下回った場合、③3期連続経常損失が生じた場合のいずれかひとつの基準に該当した場合に経営改善命令を発出。
- ただし、対象仲卸業者から改善計画書等の提出は求めない。

- 地方卸売市場の場合、市場や卸売業者の経営状況や規模の格差が大きく、財務基準を一律に定めることは困難なことから、卸売業者に対する財務基準については、一部を除き多くの都道府県で設定されていない。
- 経営状況の悪い卸売業者への対応は、定期的(3~5年周期)に実施される検査結果等に基づき指摘を行っているケースが多くを占めている。

■ 経営指導の概要

- 地方卸売市場の卸売業者の経営状況については、①毎年提出する報告書、②定期的な検査により全ての都道府県が把握をしている。
- 財務基準が設定されている(今後設定予定も含む)都道府県は、8都道府県であり、大部分は設定されていない。
- 財務状況の悪い業者に対しては、改善命令を発令している都道府県はなく、主に検査時に指摘等を行っている。

■ 卸売業者に対する経営指導の事例

＜事例①＞

- 3年に1回実施する検査に中小企業診断士を同行させ、財務分析を実施し、経営指導を行っている。

＜事例②＞

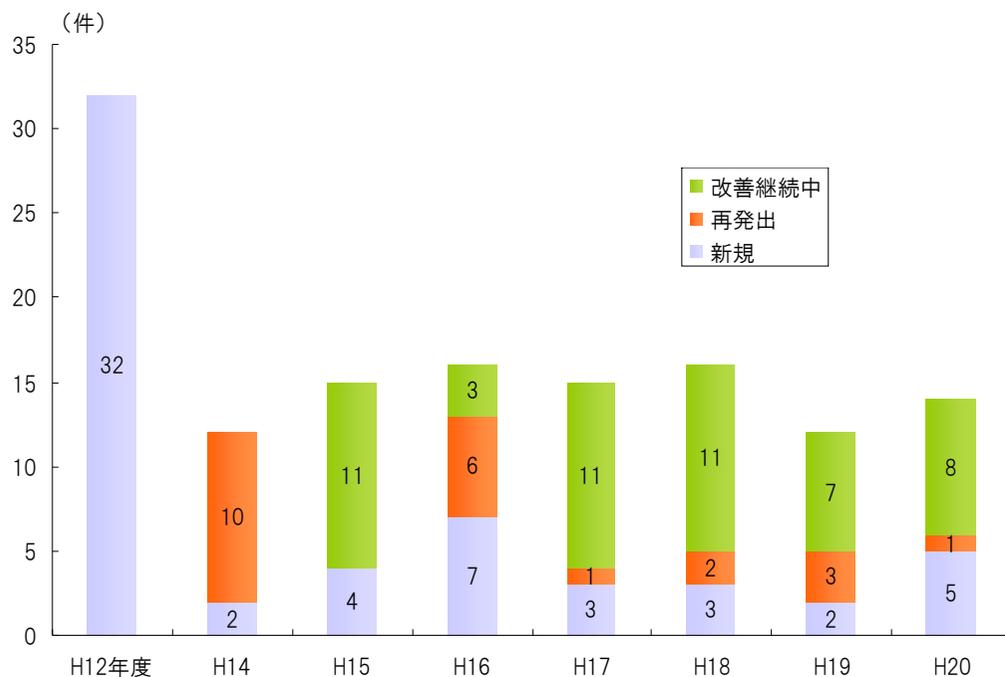
- 卸売業者から任意に提出された改善計画について、定期的に進捗状況の確認を行っている。

注：農林水産省流通課において聞き取り調査を行い、42都道府県から回答があったもの。

8. 中央卸売市場の卸売業者に対する経営改善指導の発出状況

- 経営改善命令を受けた中央卸売市場の卸売業者の中には、経営改善計画通りに改善が進まず、複数回の経営改善命令を受けると安定的な経営が確保されていない場合がある。
- 長期にわたり経営改善が図られない業者に対しては、例えば、改善目標年度や改善事項を明確にさせるなどの見直しを行うことが必要ではないか。

■ 卸売業者に対する経営改善命令の発出数の推移



資料：農林水産省流通課調べ

注1：改善継続中の業者数は、新規や再発出の業者数を除く。

注2：平成12年度以降、49社に対し、延べ82回の経営改善命令を発出。このうち財務基準を回復したのが30社、廃業・地方卸売市場への転換が11社、現在も経営改善計画を継続中であるのが8社。

■ 経営改善が進まない事例

＜A卸売業者の場合＞

- 改善措置命令を発出。
- 改善計画書を策定し改善に取り組むが、財務基準が回復せず、その後複数回、改善措置命令を発出。

＜B卸売業者の場合＞

- 改善措置命令を発出。
- 一度は財務基準が回復するが、再度、改善措置命令を発出。

II 代金決済

1. 代金決済の仕組み

- 中央卸売市場の代金決済は、業務規程において支払期日や支払方法等のルールが定められており、原則として、卸売業者は翌日、仲卸業者又は売買参加者は即時に（支払猶予の特約を締結した場合には、その期日までに）代金を支払うこととなっている。

■ 卸売市場の決済ルール

【卸売市場法】

- 中央卸売市場における決済は、卸売市場法において、業務規程で定めるルール（支払期日・支払方法等）により行うことを規定。

法第44条の2 中央卸売市場における売買取引（卸売のための販売の委託の引受けを含む。）を行う者の決済は、支払期日、支払方法その他の決済の方法であつて業務規程で定めるものによりしなければならない。

【業務規程例】

- 原則として、卸売業者は委託者に対して卸売をした日の翌日までに売買仕切金を送付し、仲卸業者及び売買参加者は卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に代金を支払うことを規定。
- 当事者間で支払猶予の特約を締結し、開設者に届出を行った場合には、その特約において定められた期日まで決済を延長することが可能。

業第56条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、【中略】売買仕切金を送付しなければならない。

業第60条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額にその五パーセントに相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2. 代金決済の状況

II 代金決済

- 迅速・確実な代金決済は卸売市場の重要な機能として評価が高いが、この代金決済を支えている仲卸業者においては、量販店との取引が拡大する中で決済サイト(代金の回収サイト)が長期化し、経営を圧迫している状況にある。
- このように仲卸業者の負担が大きくなる中、買受代金の支払方法は業務規程で一律に規定するのではなく、当事者間の協定で定めるべきとの意見があるが、業務規程で一律に規定する必要はあるか。

■ 中央卸売市場の取引における各段階ごとの平均決済期間(平成19年度)

	出荷者 (注1)	← 卸売業者 (注2)	← 仲卸業者 (注3)	← 買出人
青果	5.6日	9.7日	25.2日	
水産	13.9日	22.4日	32.4日	
食肉	1.7日	13.0日	31.7日	
花き	20.5日	30.3日	45.9日	

資料:農林水産省流通課調べ

注1:卸売業者の債務回転期間((受託未払金+買掛金+支払手形)÷総売上高×365)

注2:仲卸業者の買掛債務回転期間((買掛金+支払手形)÷売上原価×365)

注3:仲卸業者の売掛債権回転期間((売掛金+受取手形)÷売上高×365)

■ 中央卸売市場仲卸業者の販売先別割合(金額ベース)

<平成19年度>

(単位:%)

	青果	水産物	食肉	花き
一般小売店	25.6	26.4	7.0	57.7
大規模小売店等	58.9	50.3	71.3	23.3
その他の事業者	15.6	23.4	21.7	19.0

資料:農林水産省流通課調べ

注1:大規模小売店等は、売場面積が250㎡以上のスーパー又は百貨店、生協、集団給食等の事業者、問屋をいう。

注2:ラウンドの関係で合計が100%にならない場合がある。

■ 中央卸売市場仲卸業者の販売先別平均決済期間

<平成19年度>

(単位:日)

	青果	水産物	食肉	花き
一般小売店	17.5	19.1	31.2	22.7
大規模小売店等	23.6	30.5	34.0	28.1

資料:農林水産省流通課調べ

注1:仲卸業者から報告のあった決済期間(日数)を報告業者数で割った平均値であり、上記表とは算出方法が異なる。

注2:大規模小売店等は、売場面積が250㎡以上のスーパー又は百貨店、生協、集団給食等の事業者、問屋をいう。

参 考

1. 経営に関する現行の支援措置①

■ 予算措置

項 目		事業内容	事業実施主体	補助率
卸売市場施設整備対策 (強い農業づくり交付金)	卸売市場活性化等事業 タイプ	事業協同組合等が行う市場機能の強化等に資する施設整備に対する支援(施設例:コンピュータ制御による品質管理、自動搬入・搬出、自動前処理・包装等の施設)	卸売業者、仲卸業者等から構成される事業協同組合等	4/10以内、1/3以内
農山漁村6次産業化対策事業 (平成22年度新規)	一貫したコールドチェーン体制の整備事業	卸売市場におけるコールドチェーン体制を確保するためのリース方式による設備・機器の導入支援	中央卸売市場の卸売業者、地方卸売市場の開設者(地方公共団体を除く)又は卸売業者	1/2以内

■ 金融措置

項 目	対象施設	融資条件
日本政策金融公庫 食品流通改善資金 (卸売市場施設)	卸売市場の施設、卸売業者及び仲卸業者の業務に必要な施設の改良、造成又は取得に対する融資制度	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付利率(平成22年2月19日現在) 卸売市場施設: 1.30~2.05% 卸・仲卸業者施設: 1.65~1.80% ○融資期間 卸売市場施設: 25年以内 卸・仲卸業者施設: 15年以内 ○融資率 卸売市場施設: 80% 卸・仲卸業者施設: 70%

経営に関する現行の支援措置②

■ 債務保証

保証機関	対象企業者	対象資金及び前提条件	保証限度額	保証の範囲	保険料率
(財)食品流通構造改善促進機構	食品流通構造改善促進法に基づく認定構造改善事業(卸売市場機能高度化事業)を実施する者 (※信用保証協会法第20条第2項に規定する中小企業者等を除く)	認定構造改善事業の実施に必要な資金	債務保証基金と機構の基本財産の合計額の10分の50に相当する額	借り入れの元本、利息及び損害金の合計額の90%	年0.8%以内

■ 税制措置

項目	対象者	適用要件	特例対象	軽減率等		
					本則	特例措置
合併等の場合の登録免許税の軽減	中央卸売市場及び地方卸売市場の卸売業者又は仲卸業者	卸売市場法第73条第1項に基づく認定を受け、1年以内に登記した場合	会社の設立、資本の増加、不動産の取得等に係る登記	①会社の設立又は資本の増加	資本金額の	7/1,000 → 5/1,000
				②合併による会社の設立又は資本の増加	資本金額の	1.5/1,000 → 1/1,000
				③分割による会社の設立又は資本の増加	資本金額の	1.5/1,000 → 1/1,000
				④会社の設立又は資本の増加による不動産の所有権の取得	不動産価格の	20/1,000 → 16/1,000
				⑤合併による不動産の所有権の取得	不動産価格の	4/1,000 → 3/1,000
				⑥分割による不動産の所有権の取得	不動産価格の	20/1,000 → 4/1,000
固定資産税の特例	地方卸売市場の開設者、卸売業者及び仲卸業者	①地域拠点市場の開設者が他の卸売市場と連携して卸売市場の機能の高度化を図る取組を行う場合(連携タイプ) ②拠点となる地方卸売市場が連携する他の卸売市場と合併し、合併後の地方卸売市場の規模が地域拠点市場と同等となる場合(合併タイプ)	家屋等(卸売場、仲卸売場、保管所、倉庫)及び償却資産	課税標準の1/3 (当該税が課される年度から5年度分)		